

令和2年第2回六戸町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月5日（金）午前10時開会・開議

出席議員（12名）

1番	盛田嘉彦	2番	松橋一男
3番	種市正孝	4番	長根一男
5番	杉山茂夫	6番	久田伸一
7番	高坂茂	8番	下田敏美
9番	川村重光	10番	円子徳通
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	総務課長	川村星彦
企画財政課長	円子富浩	税務課長	吉田史明
産業課長	高橋宏典	町民課長	小林章
福祉課長	舘泰之	建設下水道課長	外山昌彦
診療所事務長	吉田英輔	会計管理者	川原徹
教育委員会 教育委員長	瀧口孝之	教育課長	長谷智
農業委員会 委員長	金淵盛一	農業委員会 事務局局長	高橋宏典
選挙管理 委員会委員長	保土沢博昭	選挙管理 委員会 事務局局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局局長	高橋寿典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋寿典	事務局次長	澤口俊博
------	------	-------	------

総括主査 松橋美幸

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 提出議案の一括上程（町長の提案理由説明）
日程第 5 発議第 2 号 六戸町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

12番 苫米地 繁 雄

1番 盛 田 嘉 彦

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

暑い方は上着を脱いでも構いませんので。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回六戸町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

12番 苫米地 繁 雄 君

1番 盛 田 嘉 彦 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る5月11日告示となり、本日招集されました令和2年第2回六戸町議会定例会の会期等に関して、6月2日午前10時より議会運営委員会を開催し審議した結果、本定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日6月5日から6月9日までの5日間とすることに決定いたし

ましたので、議員各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より6月9日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月5日より6月9日までの5日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を行います。

最初に、十和田地域広域事務組合議会、11番、山本実君。

11番（山本 実君）

皆さん、おはようございます。

十和田地域広域事務組合の報告をいたします。

去る令和2年5月27日、十和田市消防庁舎3階におきまして、令和2年第1回臨時会が開催されました。

事前に、豊川議長より欠席をする旨、連絡が入っておりましたので、前回同様、私が会議を進行いたしました。

初めに、空席でありました民生常任委員会の委員長の互選を行いました。その結果、五戸町議会から選出されております尾形裕之議員に決定をいたしました。

今臨時会に提案された案件は3件であります。

議案第15号の新十和田湖消防庁舎建築工事請負契約についてと、議案第16号の財産の取得については、原案どおり議決されております。

同意第1号の教育委員会教育長の任命については、引き続き丸井英子氏を任命するためのものであり、全議員がこれに同意をいたしております。

なお、関係書類につきましては事務局に届けておきましたので、閲覧を希望される方は事務局にて閲覧していただきますようお願い申し上げます、報告いたします。

以上でございます。

議長（川村重光君）

次に、上北地方教育・福祉事務組合議会、2番、松橋一男君。

2番（松橋一男君）

おはようございます。

それでは報告いたします。

去る5月22日、上北地方教育・福祉事務組合議会臨時会が開催されました。空席となっていた議長選挙によるものです。

議長は、十和田市の戸来議員が選出されました。

議会臨時会の後に全員協議会が開催され、そちらの主な議案は、新型コロナウイルス感染症による対策についてということになっています。いろいろな施設でどのような対策を講じているかと、その報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（川村重光君）

以上で一部事務組合議会議員による組合議会の報告を終わります。

次に、町の監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、報告いたします。

なお、お手元に配付してあります例月出納検査結果報告書は、令和2年2月分から令和2年4月分までの3か月分であります。いずれも計数的に誤りがないと報告されております。

次に、本日までに受理した陳情は、会議規則第89条及び第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付の請願等文書表のとおり2件で、本陳情については議員配付とすることと

いたしました。

なお、陳情書の取扱いについては、過般の議会運営委員会において審議していただいておりますので、申し添えておきます。

次に、議長並びに議会関係活動報告については、お手元に配付してあります活動報告書により報告に代えさせていただきます。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本定例会に町長より提出されました議案は、報告第1号から報告第2号までの報告2件、承認第1号から承認第13号までの承認13件、議案第22号から議案第34号までの議案13件、同意第2号から同意第17号までの同意16件の計44件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めましておはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明をさせていただきたいと存じます。

令和2年第2回六戸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、心からお礼を申し上げます。

本定例会では、報告2件、承認13件、議案13件、同意16件、計44件のご審議をお願いいたします。

例年ですと、開会に当たり、町の出来事等について申し述べさせていただくところでございますが、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全てのイベントや小中学校の運動会などの行事は全て中止、もしくは延期せざるを得ない事態となりました。

この感染症は、各国の感染防止対策にもかかわらず、あっという間に流行が拡大し、現在、196の国・地域で感染者数は632万人、死者数は37万人を超えてしまいました。まさに日本も新たな国難に直面したと言えると思います。

我が国においても、これまで感染拡大防止のため、国・地方を挙げて、入国管理などの水際対策や小・中・高等学校の休校措置、全国に緊急事態宣言を発し、休業要請やイベントの自粛、不要不急の外出自粛などあらゆる対策を講じ、新型コロナウイルスと闘ってまいりま

したが、国内感染者は1万6,000人を超え、死亡者も900人を超えております。

県内でも、八戸市、青森市、十和田市などで感染者が確認され、残念ながら1名の方が亡くなられております。当町では、町民一人一人の予防意識と対策により、感染者が発生しなかったことに安堵しているところでございます。

町では、国の緊急事態宣言を受け、それまでの連絡会議から対策本部に切り替え、感染予防対策の徹底の呼びかけと、小中学校の臨時休校や公共施設の閉館措置、休校に伴う学童保育所での受入れを実施してまいりました。

また、国において実施されることとなった国民1人一律10万円給付の特別定額給付金については、県内でも早い時期の5月7日に全世帯に申請書を発送し、給付を開始いたしました。5月末現在で、確定給付率が95.8%となっております。

町独自の経済対策につきましては、感染症拡大防止対策により経営に影響を受けている町内の飲食店等や宿泊業を営む事業者に、事業存続・救済のため給付金の交付と、商工会の要望を受け、プレミアム率50%の商品券発行事業を予定しております。飲食店等への給付事業につきましては、現在、35人が申請を終えております。

待ちに待っていた東京オリンピック・パラリンピックは来年の夏に延期され、野球などのプロスポーツもまだ開幕を迎えておりません。全国高校総合体育大会や夏の全国高校野球選手権大会、全国中学校体育大会も中止が決まっております。町のこれからのイベントについても、残念ではありますが、秋まつりまではほとんど中止が決定している状況であります。

感染拡大が全国的に落ち着いてきた中、北九州市では児童生徒の感染者も確認され、東京都では警戒を呼びかける「東京アラート」が発令されました。しかも、感染経路不明者が多く、このまま続くと大きな第2波にもつながらないか心配しているところでございます。

町では、今後も、町民の生活と暮らしを守り、事業継続の支援を続けるとともに、このピンチをチャンスに変えるべく取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、感染予防に役立ててほしいと、多くの法人や個人からマスクや消毒液などを寄贈していただきました。心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは、今定例会に提案いたしました案件についてその概要をご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、町民バスが乗用車と衝突し車両を損傷させた事故の損害賠償額について、専決第5号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

報告第2号 平成31年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、一般会計の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

承認第1号 六戸町税条例等の一部を改正する条例を、令和2年3月31日付、専決第2号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため一部改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、令和2年3月31日付、専決第3号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を、令和2年3月31日付、専決第4号をもって専決処分したものであります。

本条例は、不均一課税の適用期限を2年間延長するため改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第5号）を、令和2年3月19日付、専決第1号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に134万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億5,361万1,000円としたものであります。

承認第5号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第6号）を、令和2年3月31日付、専決第6号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から3,426万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億1,934万7,000円としたものであります。

承認第6号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を、令和2年3月31日付、専決第7号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2,194万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億2,485万9,000円としたものであります。

承認第7号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を、令和2年3月

31日付、専決第8号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から504万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億655万1,000円としたものであります。

承認第8号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を、令和2年3月31日付、専決第9号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から276万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,905万7,000円としたものであります。

承認第9号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を、令和2年3月31日付、専決第10号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2,558万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,348万8,000円としたものであります。

承認第10号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を、令和2年3月31日付、専決第11号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から1万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,373万9,000円としたものであります。

承認第11号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）を、令和2年3月31日付、専決第12号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から4,098万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億178万円としたものであります。

承認第12号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を、令和2年4月27日付、専決第13号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に11億461万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ66億4,961万9,000円としたものであります。

承認第13号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を、令和2年5月15日付、専決第14号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に2,830万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ66億7,792万3,000円としたものであります。

議案第22号 六戸町長の期末手当の特例に関する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスの影響による厳しい地域経済状況を踏まえ、令和2年6月における町長の期末手当について、100分の20を減額するため提案するものであります。

議案第23号 六戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。

議案第24号 六戸町税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、改正するものであります。

議案第25号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うため、改正するものであります。

議案第26号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給するため、改正するものであります。

議案第27号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものであります。

議案第28号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,651万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ67億9,443万4,000円とするものであります。

議案第29号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ12億6,570万2,000円とするものであります。

議案第30号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳出予算を調整するものであります。

議案第31号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に22万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ15億1,531万5,000円とするものであります。

議案第32号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に572万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億8,654万円とするものであります。

議案第33号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、六戸町総合体育館大規模改修工事（Ⅲ期工事）について、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第34号 財産の取得について申し上げます。

本案は、小型動力ポンプ付積載車購入について、購入契約を締結するため提案するものであります。

同意第2号 六戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、六戸町教育委員会教育長、瀧口孝之氏が令和2年6月30日をもって任期満了することに伴い、同氏を任命することについて議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となります。

同意第3号から同意第17号の六戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、六戸町農業委員会委員選考委員会から報告のあった候補者15名の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、当該委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。

以上、本定例会に提案いたしました議案等について概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長から説明させますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 発議第2号 六戸町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番、杉山茂夫君。

5 番（杉山茂夫君）

それでは、私からは発議第2号について提案理由を説明させていただきます。

ただいま議題となりました発議第2号 六戸町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案につきまして提案理由を説明申し上げます。

本議案は、議員のボーナスに当たる期末手当について、令和2年6月の支給額を20%減額するものであります。

皆様ご承知のとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活や町内の経済が大きな打撃を受けており、一日でも早い終息に向けて、町民、町行政、町議会がともに力を合わせてこの難局に立ち向かわなければならないと考えております。

そのため、町議会ができることの一つとして、今回、議員の期末手当の減額についての条例議案を提案させていただきました。この減額分を、町民生活の不安を払拭するための支援策の一部として、少しでもご活用いただければと願っております。

なお、本条例案は、議員全員の賛同を得て、その署名の下、本定例会に提出するものです。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議員全員の賛成を得ておりますので、質疑及び討論を省略いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 六戸町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案については原案のとおり可決いたしました。

これもちまして本日の議事日程を全部終了いたしました。

次の本会議を6月8日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会（午前10時37分）